

平成 25 年4月より制度が拡充されました

応急手当奨励制度のご案内

東京消防庁では、平成12年度より「事業所に対する応急手当の奨励制度」を導入し、救命講習受講者人数等の条件を満たす事業所に対して「**救命講習受講優良証**」を交付し応急手当の普及促進を図ってきましたが、制度が運用されて以降、事業所等で発生した救急事故では応急手当の実施率が向上するなど、成果が現れています。

平成25年4月からは応急手当奨励制度を拡充し、**交付対象をこれまでの事業所に加えて町会、自治会、商店街などの生活に身近な団体に拡げ**、日常生活と大規模地震災害等にも備えた自助、共助の地域の力を高め、応急手当を必要とする人に身近な人がいち早く助けの手を差し伸べることのできる社会を目指しています。

【制度により期待される効果】

- ・地域や団体の自助・共助力を高め安心・信頼を築く
- ・救急事象及び災害時における応急手当実施率の向上
- ・3年ごとの更新により、応急手当の意識啓発・救護力の維持



■ 申請により交付されるものなど



■ 救命講習受講優良証の交付条件

[対象] 事業所、町会、自治会、商店街その他社会貢献が期待される団体で、次の条件を満たし交付の申し出があった団体

[条件]

- ① 事業所（または団体）に属する一定割合の人たちが**普通救命講習**、**上級救命講習**を受講済みで有効期限内（前回受講から3年以内）であること。

一定割合とは・・・

- ・事業所：全従業員の30%の従業員が受講済み
例) 全従業員100名→30人以上が受講済み
- ・町会等：会員世帯の30%の世帯にそれぞれ一人以上が受講済み
例) 町会員50世帯→15世帯以上にそれぞれ一人以上が受講済み
- ・商店会：全店舗の30%の店舗にそれぞれ一人以上受講済み
例) 会員店舗数20店舗→6店舗それぞれに一人以上が受講済み

② **応急手当普及員講習または応急手当指導員講習を受講済みの方が申請しようとする団体にいて、同団体の応急手当の普及を行っている。**

[更新] 救命講習受講優良証等の交付は3年毎の更新となります。更新時に救命講習の受講状況の現況を確認して、更新の希望や条件の適合について確認します。

■ 申請、交付について

- 1 応急手当奨励制度に伴う交付申請に費用は発生しません。
- 2 交付申請には、救命講習等受講終了者の名簿を提出していただきます。
- 3 救命講習の受講時の教材費は、受講者の負担となります。
- 4 平成25年4月以降、新規に交付申請された団体への救命講習受講優良証等の交付は、平成25年9月以降となります。
- 5 交付条件が満たない場合は、救命講習受講優良証等は交付できません。

■ 救命講習案内

講習名	講習時間	教材費
普通救命講習	3時間(4時間)	1,400円
上級救命講習	8時間	2,600円
応急手当普及員講習	3日間	12,000円

消防署(普通救命講習、上級救命講習)または東京防災救急協会(すべての講習)で定期的実施しています。

団体(10人以上)での受講は、ご希望の日時・会場に指導員が出向いての講習実施も可能ですのでご相談ください。

【救命講習のお問合せ】

- ◆杉並消防署警防課救急係 03-3393-0119(内線380)
 - ◆東京防災救急協会 03-5276-0995(講習受付専用)
- // ホームページ <http://www.teate.jp>



◆**応急手当奨励制度についてのお問合せ先**◆
〒166-0004
東京都杉並区阿佐谷3-4-3
東京消防庁杉並消防署警防課救急係
電話 3393-0119 内線 380